平成２５年（フ）第２１５号
神戸市長田区東尻池町４丁目３番36号
債務者　杉野　光宏
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１号
兵庫県豊岡市千代田町３－６、住民票上の住所京都市中京区西ノ京三条坊町15番地
債務者　岩田　和久
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
佐賀県唐津市浜玉町平原甲2848番地
債務者　筒井由紀子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１００号
大分市下郡南５丁目12番24―101号　江藤ビル
債務者　堀内　　功
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
福岡県築上郡上毛町大字吉岡65の１、住民票上の住所大分県中津市大字牛神359番地
債務者　矢岡しのぶ
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第５６号
岩手県久慈市畑田第26地割94番地３　フラワータウン１号、住民票上の住所岩手県九戸郡洋野町水沢第９地割26番地
債務者　宇名澤　享
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２５号
長野県岡谷市湖畔４丁目１番13号、住民票上の住所長野県岡谷市湖畔４丁目２番１号
債務者　鎌　　千絵
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第７３号
大分県由布市挾間町向原163番地１　グランシャリオ挾間305
債務者　深田　尚子（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
富山県中新川郡上市町下経田145番地１
ウィルモアⅡＣ棟202号
債務者　若林　克司
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
広島県福山市南手城町３丁目16番25号、旧住所広島県福山市南手城町３丁目20番13号
債務者　広島　　健
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４４号
広島県福山市春日町浦上2557番地１　コーポ田中Ａ―102、旧住所広島県福山市日吉台１丁目23番４号
債務者　岩岡　幸子（旧姓　藤井）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１９３号
熊本市中央区水前寺３丁目29番43号　ダイコー水前寺Ⅱ603号室、前住所熊本市中央区水前寺４丁目13番８号
債務者　渡邉万寿子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１９４号
熊本市南区元三町２丁目５番２号　コーポしがき107
債務者　宮本　絵美
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０号
青森県三沢市岡三沢６丁目110番地30号
債務者　古川　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２３号
青森県十和田市大字洞内字長田60―６　介護老人保健施設とわだ、住民票上の住所青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔子ノ口468番地
債務者　根岸　ノブ
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１２４５号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目22番地　Ｅ６―104
債務者　立川　理夫
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部